



Title	イギリスにおける妻の財産法上の地位 (二)
Author(s)	浅見, 公子; ASAMI, Kimiko
Citation	北大法学論集, 12(4), 69-103
Issue Date	1962-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16017
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(4)_p69-103.pdf



イギリスにおける妻の財産法上の地位 (二)

浅見公子

- 序
- 第一章 既婚婦人財産法成立前における妻の財産法上の地位
 - 第一節 コモン・ロー
 - 第二節 エクイティ
- 第二章 既婚婦人財産法の成立
 - 第一節 成立の背景
 - 第二節 一八七〇年既婚婦人財産法及びその改正法
 - 第三節 一八八二年既婚婦人財産法(以上一二卷三号)
 - 第四節 一八八二年既婚婦人財産法運用上の問題点
 - 第五節 一九三五年法律改革(既婚婦人及び不法行為者)法
- 第三章 既婚婦人財産法成立後の諸問題
 - 第一節 夫婦間の不法行為
 - 第二節 夫婦間の不法行為と第三者との関係(以上本号)
 - 第三節 夫婦の財産の帰属関係
 - 第四節 夫婦の財産の管理

第五節 夫婦の財産と第三者との関係

第四章 社会保障法と家族の財産関係

結 び

資 料 (制定法訳)

- 一八七〇年既婚婦人財産法
- 一八七四年既婚婦人財産法(一八七〇年)改正法
- 一八八二年既婚婦人財産法
- 一八八四年既婚婦人財産法
- 一八九三年既婚婦人財産法
- 一九〇七年既婚婦人財産法
- 一九三五年法律改革(既婚婦人及び不法行為者)法

第四節 一八八二年既婚婦人財産法運用上の問題点

一八八二年法を實際に運用したとき、さしあたり問題となつたのは、次の二点であつたとされている。⁽¹⁾

第一点は、妻の責任の性質内容に関するものであつた。なるほど、妻には契約能力が与えられたが、妻が締結した契約の責任は、人的なものでなく、あくまでも物的なものであり、特有財産を限度とする。この点を明らかにしたのが、一八八七年のスコット対モーリー事件⁽²⁾ Scott v. Morley であつた。エッシャー記録長官 Esher M. R. は一八八二年法第一条第二項が、「既婚婦人は、すべての契約をなし、彼女自身で責を負うことができる」旨をさだめているが、それも「彼女の特有財産に関し、かつその限度で」としていること、また、「……かかる訴訟または手続において、

彼女に対して回復される損害賠償は、彼女の特有財産から支払われ、その他のものからは支払われるべきでない。」として、これを指摘し、これは、損害賠償が、「既婚婦人によって」支払われるべきではなく、「彼女の特有財産から」支払われねばならないということ³⁾をさだめているのだ、と主張する。

ところで、一方、一八六九年債務者法 *Debtor's Act, 1869* の第五条は、裁判所の命令または判決のもとで、「彼が支払うべき金銭債務」の支払いを履行しない者があるときは、裁判所は彼を投獄できるということを規定する。したがって、この条文が、既婚婦人の場合に適用されないかどうか、ということが、次に問題になるであろう。しかし、エッシャー記録長官によれば、「(彼が支払うべきという語の)真の意味は、被告が、その支払いに対して、人的に(も)責任を負っている金銭債務を指すもの」⁴⁾だと解される。投獄するという制裁をさだめるこのような条文は、刑事上の規定と考えられ、それならば、それは厳格に解釈されるべきである。とすれば、既婚婦人の場合のように、その人「から支払われる」ものではなくて、その人の「財産からのみ支払われる」金銭債務は、この第五条に含められないであろう。⁵⁾

このようにして、本件により、既婚婦人の婚姻中の契約に関する責任は、「物的責任 *proprietary liability*」⁶⁾であると確定された。

この結果、妻に対して勝訴の判決を得ても、その判決のもとで執行されるのは、彼女の特有財産のみであって、彼女が商売を営んでいる場合を除いては、破産手続をとりえないし、拘留することも禁じられることになる。要するに、このような結末は、妻と契約する第三者にとって、「難点」⁷⁾だと考えられたのであろう。そして、一九三五年の法律改革法によって改められることになる。

- (1) Kahn-Freund, *op. cit.*, p. 286. なお内田力蔵・英国不法行為法に於ける最近の改正について(四)完・法協・五四卷五号・九二二頁以下。
- (2) Scott v. Morley (1888), 20 Q. B. D. 120. この事件では、既婚婦人が、金銭債務、訴訟費用、合わせて、二九一ポンド余の金額について訴えられた。チェムバース Chambers において供託命令が発せられたが、彼女は応じなかったため、六週間、投獄すべしという命令が発せられる。そこで、彼女が抗告した。
- (3) per Esher M. R, *Ibid.*, p. 126.
- (4) *Ibid.*, p. 126.
- (5) *Ibid.*, p. 126.
- (6) Bowen 判事は、「一八八二年法第一条第二項を引き、「これらの語は、その自然の意味においては、何らの人的責任をも創設していないとわたくしには思われる。それは、既婚婦人をして、物的責任 proprietary liability にふくせしめておくにすぎない。」と説いた。
- (7) Kahn-Freund, *op. cit.*, p. 286.

第二点は、妻が婚姻中におかした不法行為に對する夫の責任が、なお存続するか否かという問題であり、この点については、四〇年間にわたって論争が続けられた。

コモン・ローによれば、妻は不法行為の能力までも失っていたわけではなかったから、彼女が不法行為をおかすといふことも起こりうる。この場合、それが婚姻前におかされたものであると、婚姻後におかされたものであるとを問わず、夫が、彼女と共同に責を負うことになっていた。⁽¹⁾したがって、夫は妻と共同に訴えられ、判決も共同に与えられた。

この点、一八八二年法はどう規定したのであろうか。

その第一条第二項によれば、既婚婦人は、特有財産に関して、かつその限度で、契約を締結でき、その他の責務

を負い、契約、不法行為またはその他について訴え訴えられることができる。ところで、夫の方は、「原告または被告として彼女と共同させられる必要はなく (need not)、または、彼女によつて提起され、彼女に対してなされるすべての訴訟あるいは、その他の手続のために、当事者とされる必要はない。」

そこで、この「必要はない」という言葉の解釈が問題となつた。

たとえば、第一四条は、既婚婦人が婚姻前に契約した金銭債務等に対して、夫は「責を負うものとする (shall be liable)」と規定するから、この場合、夫に責任があることは明らかだが、第一条第二項はこのような言葉を使つていない。

一八八六年の *Seroka v. Kattenburg* 事件⁽⁶⁾ において、王座部は、夫の責任はなお存続すると判示し、その後もこれに従う判決がなされてきた。^(6a) 一九二四年、この点についての事件がついに貴族院にまで達し、貴族院も多数意見をもつて、これまでの判決の立場を支持し、夫の責任はなお存続するという解釈をした。これがエドワーズ対ポーター事件⁽⁷⁾ *Edwards v. Porter* である。この事件は、四七頁にわたつてリポートされており、ここでは、夫の責任に関する貴族院の見解がきわめて詳細に述べられている点、注目すべきものがあると考えられるので、事実と判旨とを簡単に紹介しておこう。

まず、事実から。

この事件では、妻が、夫と彼女の両方を知っている婦人達に、家屋(夫所有のもの)の修繕費、および税金の支払いのため、「夫が」彼女等から金を借りたいと妻に頼んでいるというふうな話をもちかけたところ、この話を真実と信じた婦人達は、金銭が夫に手渡されるものと考えて、三五五ポンドを貸した。ところが、妻はそれを夫に渡さず、自

分の為に使ってしまったので、婦人達が、夫と妻の両方に対して不実表示ならびに詐欺を理由にして損害賠償を求めらる。

第一審は、妻が特有財産からこの損害賠償を支払うべきだと判示し、夫に対する訴訟を却下した。第二審も二対一の多数意見をもつて、控訴を退ける。上告理由は、先例を引きながら、一八八二年既婚婦人財産法は、妻が婚姻中におかした不法行為に対する夫の責任に何らの影響をも及ぼしてはいないこと、したがって、夫も共に責を負うべきことを主張した。

貴族院の多数意見は、この点、上告理由を認めて、妻の婚姻中におかした不法行為につき、夫はなお責を負うと判示したが、しかし、結局のところ、本件における詐欺は、契約に、直接、結びついていたらと解されるので、この事件では、夫に責任はないと判示した。⁽⁵⁾

この判決においては、妻が婚姻中におかした不法行為に対する夫の責任につき、積極、消極、両説が対立したが、それは、一八八二年法の性格をどう理解するかという点について、あい異なる見解があつたからである。

そもそも、一八八二年法が成立するまで、婚姻中に妻がおかした不法行為について、夫も共に責を負うとされてきたのは、いかなる理由にもとづいていたのか。本件において主張されたところによれば、主として次のような理由によつていたとされる。⁽⁶⁾ 第一に、夫は妻の財産を取り上げるのだから、責任も負うのだとするもの。第二に、妻が単独で訴えられると、夫の財産も責を負うかも知れないので、夫には共同に訴えられることによつて、自分自身を防禦する機会が与えられねばならぬとするもの。第三に、妻は単独では不法行為をおかせない、夫と妻は一人なのだから、妻の不法行為は夫の不法行為でもある、とするもの。第四に、妻が不法行為をおかすことを許したのなら、それは夫

の不法行為だとするもの。最後に、これは単なる手続上の原則にすぎないのであり、夫はコンフォミティのために共同させられるのだとするもの。

そして、一九二四年に、貴族院の多数説が採用したのは、この最後の理由であった。⁽⁹⁾ それならば、一八八二年法によつて、妻は訴訟能力を取得したのだから、このことによつて、夫の責任も何らかの影響を蒙つたと考える余地もあつたはずである。⁽¹⁰⁾

だが、貴族院の多数説は、夫の責任は、それでもなお存続するという結論をとつた。なぜなら、結局、一八八二年法第一条第二項を、厳格に文字通りに解釈すれば、妻または原告に対する能力規定としか受けとれず、妻に特有財産があるときには妻のみを、そうでない場合には、夫と妻を共同に訴えるという選択権を、原告に与えたものとしてか解されないからである。⁽¹¹⁾ もちろん、多数説を唱えた判事達は、一八八二年既婚婦人財産法の中に、このような規定が含まれているのは、きわめて非合理的だということは認めていた。だがしかし、これを是正することは、もはや、法の解釈を越えるものだと考えた。⁽¹²⁾

- (1) Blackstone's Commentaries, Vol. I, 4th ed. (1876), Ch. 15, p. 419; Edwards v. Porter [1925] A. C. 1.
- (2) Soroka v. Kattenburg (1886), 17 Q. B. D. 177. これは、被告の妻の文書誹毀と口頭誹毀に対して、原告が、被告夫妻を訴えた事件。
- (3) Earle v. Kingscote [1900] 2 Ch. 585. この事件で妻がおかした不法行為というのは、原告たる婦人に、株式投機を誘ひ、彼女に二千ポンドの金銭を出させたが、それを返さないというものである。そこで、原告は、夫にも、この金銭の返還を請求した。Rogby 判事は、一八八二年既婚婦人財産法第二条第一項の解釈について迷いながらも、結局、「コモン・ロー上、夫がふくしいた責任から、彼を解放する決定的な言葉 (very words) をわたくしは見出すことができない」と言うのが、より安全であろう、と

いう消極的な立場から、夫の責任を肯定した (*Ibid.*, p. 591)。

次に、*Cuenod v. Leslie* [1909] 1 K. B. 880. 事件では、以下に述べるような妻の不法行為について、夫が訴えられた。すなわち、夫婦が外国滞在中、妻が「スイスで原告銀行に口座をつくり、アメリカの銀行の小切手を現金に換えることと、証券 (securities) を買うことを依頼した。ところが、証券が買われ、妻がそれを換価して使ってしまったのち、このアメリカの銀行の小切手が不渡りであることがわかったというのである。この間、夫は、この妻の詐欺行為については、全然関与していなかった。裁判所は、先例にしたがい、この場合、原告銀行に対する不法行為が成立し、それに対して、夫は共に責を負うべきだと考えた。だが、本件では、訴が提起されてから、判決までの間に、裁判上の別居の判決が与えられていたので、一八五七年婚姻事件法第二六条によって、結局のところ、夫は責を免れてゐる。

(4) *Edwards v. Porter* [1925] A. C. 1.

(5) この点では、*Liverpool Adelphi Loan Association v. Fairhurst* (1854) 9 (*in Edwards v. Porter* [1925] pp. 18 et seq.) の先例にしたがつたものである。それによれば、既婚婦人は、婚姻中におかした詐欺については責任を負い、夫が被告として共同させられる。だが、詐欺が、妻との契約に直接、結びついている場合、それを有効にするための手段である場合、また同じ取引の一部分であるとき、妻はこれに対して責任を負うことはできず、夫も、彼女と共同して訴えられることはできない、とされている。

(6) 183) なせなら、このことが、許されるとすれば、既婚婦人が、婚姻中に行なう契約に対して、法が与える保護を失うことは明らかだから。もちろん、これは、一八八二年以前の法律にしたがつての結論だったと言えるだろう。したがって、一八八二年既婚婦人財産法成立後にも、この原則が成り立ちえたか否かについては疑問がないわけではない。内田・前掲・九二三頁および九二六頁註三一参照。

(6) *Ibid.*, pp. 8-9; *Morrison, Tort*, p. 94 (*in A Century of Family Law*).

(7) *Edwards v. Porter*. [1925].

(8) *Ibid.*, p. 10, per *Vicount Cave*.

(9) この点「すでに *Seroca v. Kattenburg*, *supra* において、*Mathew* 判事は、以下のように述べていた。

「第二条第一項は能力規定であり、そして、妻が特有財産を有する場合には、妻を訴えるという選択権を原告に与えている。そこで、彼女に対して判決を執行できるという機会が原告には与えられる。一方、妻に対して判決を執行する機会がないという事案において、夫は、なお、彼の古いロモン・ロー上の責任にふくせしめられている。(この) 条項の言葉は、「必要ない」であるが、

しかし、これらの言葉は、夫と妻を一緒に、あるいは妻のみを訴えるという選択権を原告に与えている。pp. 179-180. per Lord Sumner (in *Edwards v. Porter*, supra, p. 37).

(10) たとえば、サムナー判事は「この法律が確かに不統一な内容のものであることを認め、夫が妻の婚姻中の不法行為の責任を負うのは、やはり、おかしいとはしつつも、「もちろん、これらの難点は、共同させられるのあとに、コンフォミティのために」という語を読むことによって、取除かれるかも知れない。しかし、これは制定法の言っているところではない。そのようなやり方は、現実には一九二四年における立法の企てなのであって、一八八二年の立法の解釈ではない」と言う。Ibid., p. 42.

また、フィンレイ判事は「彼 [Fletcher Moulton L.] の力強くて鋭い批判にも拘わらず、……わたくしは彼の結論に賛成することはできない。なぜなら、それは制定法の言葉に矛盾するとわたくしには思われるから。判事が述べたことは、この点について立法があるべきか否かという問題が生じるならば、非常に注目に価するにちがいない。」と述べている。Ibid., p. 18.

もちろん、このような厳格な文字解釈に対して反対する立場もあつた。少数説は、実質的な根拠にもとづいて、次のように考えた。

一八八二年法以前に、夫が婚姻中の妻の不法行為について共同に訴えられていたのは、妻が単独では訴えられないからという理由によつていたのであるとすれば、彼女が独身の婦人のように訴えられうることになつた現在、夫を訴訟に共同させるための「すべての根拠と正当事由とが消失した⁽¹⁾」⁽¹⁾と言えるであろう。制定法の起草者が、妻の婚姻前の不法行為の場合と異なり、明示的に夫の責任を取除かなかつたとはいへ、妻に訴えられうる能力をさえ与えれば、夫をこの責任から解放したことになる⁽²⁾と、起草者は心得ていたのだと解することもできる。「要するに、夫と妻の間⁽³⁾」⁽²⁾に以前存在していた法律上の結合は解かれた。そして、それと共に、夫の責任に関する古い原則のためのすべての基礎が消え失せた⁽³⁾。だから、本件において夫は責を負わないという結論に至るのである、と。

このようにして、一八八二年既婚婦人財産法を、単なる妻の「財産に関する」立法とみないで、妻の「法律上の地

説

位に関する」立法とみている点、多数説の基本的な立場と異なっており、したがって、妻の不法行為に対する夫の責任についても、異なる見解に至ったものと思われる。

論 だが、これはあくまでも少数説であり、多数説は、結局、妻の婚姻中における不法行為に対し、夫はなお責を負うべきだと考えた（もつとも、本件では、既に述べたように、不法行為が妻の契約と結びついていたという理由で、夫は責任を免れたから、多数説も少数説も、結局は同一の結論に達したのだが）。

このような解釈は、「議会議法の適用に対する裁判所の機能の制限的見解であるか、或いは普通法の原則に愛着を感ずる英国裁判官の感情であるかであろう」と評されているが、さらに付加えるなら、本件において、夫の責任の問題は、一般的な場合を想定して議論されていたのだから、多数説を主張した判事達は、現実には妻が特有財産を持たない場合が大部分なのだという点に着目し、この場合には、いまだ夫にも責任を負わせておく方が、公平だと考えたからでもあつたらう。本件のように、夫に責を負わすべきでない場合には、妻にのみ責を負わせるという結論をとる余地もあつたのである。

だが、他方、少数説が述べたように、一八八二年法が、もしも、真に、妻の法律上の地位の改革を目指したものであつたとすれば、以上に述べた多数説のような文字解釈がなされうる余地ある条文の存在することが、いかにも非論理的であることは否定できまい。さらに、現実には、妻が特有財産を持つ事例がふえてくるなら、およそいつも夫が責を負うという一般的なテーゼをたてることも、不適當と思われるであろう。たとえば、一九三〇年の *Gottiffe v. Edalston* 事件⁽⁵⁾において、*Mc Cardie* 判事が、一八八二年既婚婦人財産法が、いかに妻にのみ特権を与えて、夫には与えてくれないかを、様々な例を挙げて訴えたとき、この、妻が婚姻中におかした不法行為に対する夫の責任につ

いても不平を述べたのは、やはり当然であつたと言えるであらう。

その上、「夫にとつては、毒舌を有する妻と結婚するよりも癡猛な犬を飼つておく方が費用がかからない……。彼は動物を殺すことができる。彼は妻を監禁することさえできない。そして、一方において、彼は、彼がその悪い性癖について知つていなかったら、それが咬みついたことに対して責任を負わないのに、妻の言葉に注意していなかったということは、⁽⁷⁾言ひ訳にはならないのである。」というような、妻と犬とを比較する例を挙げての極端な反論も出るに至つた。

この点を、次に述べる一九三五年の法律改革法が取り上げて、立法的な解決をすることになる。

(1) *Edwards v. Porter*, *supra*, p. 10.

(2) たとえば、*Cuend v. Leslie* 事件において、*Fletcher Moulton* 判事は次のように述べていた。

「わたくしの個人的な見解は、以下の通りである。すなわち、この言葉は非常に注意ぶかく選ばれているということなのである。起業者は、妻の不法行為に関する夫の地位に、完全に気が付いていた。彼は、妻が単独では訴えられないがゆえに、彼等（夫と妻）はそうせざるをえなかつたという理由からのみ、夫がいかなる個人的な責任をも持たない訴訟原因にもとづき、夫が訴訟に共同させられることを裁判所が認めていたということを知っていた。彼は、そうでなければならぬがゆえにのみ、共同させられたにちがいない。だから起業者は、この変則をやめさせる正しい方法は、それからのみ、そのような変則が生じている必要性を除くことだと感じた。夫が出席することに對する必要性が、もはや存在しないなら、なぜ、裁判所は、彼が責を負わぬ事柄に關し、そして、彼の出席が要求されない場合に、彼が訴訟において被告とされることを許すべきだろうか？」本件において、少数説を唱え

(3) *Ibid.*, p. 13.

(4) 内田・前掲・九二四頁。

(5) [1930] 2 K. B. 38.

(6) 彼はここで、妻が夫の反対を押し切って自動車の運転をして数千ポンドの損害賠償を負うに至った場合を例として挙げている。夫はその結果、訴えられ、破産し、一方、妻は巨額の財産を持っているとしても、夫は妻から損害賠償を請求することはできないとこうわけである。Ibid., p. 382.

(7) Winfield, *Textbook of the Law of Tort* (6th ed., 1954) p. 124. 及び *Newton v. Hardy* (1933) 149 L. T.; *Greenwood v. Martins Bank Ltd.* [1933] A. C. 51.

第五節 一九三五年法律改革（既婚婦人及び不法行為者）法

前節で述べたように、一八八二年法の運用上、問題が生じたので、この点を改めることを目的として、一九三五年に、法律改革——「より急進的(1)な」と評されている——が行なわれる。

この法律は、しかし、統一的な法典ではなく、法律の第一編は「妻の能力、財産、責任および夫の責任」と題されていて、五カ条の規定が存在する。だが、これらの条項は、一八八二年法とあいまって、イギリスにおける制定法上の別産制の原則を宣明している点、きわめて重要であると言わねばならない。

ここでさだめられた別産制の原則とは、第一に、民法、民事訴訟法における夫と妻の能力および地位の平等であり、第二に、財産が夫と妻の各自に別々に帰属するということであり、第三に、財産上の責務——金銭債務、契約ならびに不法行為より生じる債務——は、各自が別々に負うということであった。そして、更に、ここで注目すべきことは、本法による改正により、制定法上の妻の特有財産という概念が姿を消したことである。

まず、妻の能力と地位の平等について。

既婚婦人の能力は、すべての点において独身の婦人と同じであり、(a) すべての財産を取得、保有、処分すること

ができ(第一条第一項(a)号、なお第三条本文)、(b) 不法行為、契約、金銭債務、その他の債務に関して妻自身で責任を負う(同条同項(b)号)。一八八二年法にみられた、「妻の特有財産として」取得、保有、処分するという表現が除かれていること、また、「特有財産を限度として」責を負うとされていた点が改められているのに気付かれるであろう。

このような実法上の基本原則は、手続法にも反映する。彼女が民事訴訟法上有していた一部分の無能力と、破産法上有していたものを含むすべての特権とが、廃止される。「既婚婦人は……不法行為、契約、その他について、訴え訴えられることができ、そして、破産、判決および命令の執行に関する法にふくする(同条同項(c)・(d)号)。

次に、財産の分離という原則を明確にするため、第二条第一項は次のように規定する。

(a) 本法通過の直前において妻の特有財産であり、あるいはエキイティ上、彼女の特有ユースのため保有されていたすべての財産、(b) 本法通過のちに婚姻した妻に、その婚姻のとき属しているすべての財産、(c) 本法の通過のち既婚婦人により取得され、または彼女に帰属したすべての財産は、あたかも彼女が独身の婦人であるかのように、彼女に帰属するものとする、と。

一八八三年以前に婚姻した既婚婦人により、一八八三年以前に取得された財産を除き、すべての財産に関して、「純粋かつ簡明な」別産制が、このようにして確立されている。したがって、いずれの配偶者の財産も、制定法上、共同の財産とはならない(但し、明示の取引行為によって共同財産とすることは可能であり、このような取引行為は法律上、存続し続け、有効であるとされている、第四条第二項(c)号)。

第三に、これまで議論されてきた、あの夫の責任の問題について述べよう。

第三条によれば、「夫は、彼が既婚婦人の夫であるというだけの理由によって、婚姻前であると婚姻後であると

はじめとして、部分的には解決され、そして、少なくとも法律の文字の上では、夫と妻は、ほぼ等しい権利を有し、義務を負うとされるに至ったわけである。

したがって、わたくしたちが、両性の本質的平等という原則の法律上の現われということを考えるとき、イギリスにおいて、この時点で成立した法律の形式と内容を思い浮かべ、かつ、両性の本質的平等という原則が夫婦財産法上、具体的に現われたものが、ここで述べられた別産制なのだと理解して、もちろん誤りではない。だから、夫婦財産法において、「別産制」と名付けられている制度が、イギリスという国で、いつ、どういう形で、いかなる内容のものとして成立したかということを知るためには、以上の叙述で充分だと言いうるのである。

だが、この制度としての別産制が、内容においても真の別産制であるために、この制度がどのような発展を遂げなければならなかったという点にこそ、イギリスの夫婦財産法の特徴があるわけであり、そのために、わたくしたちはこのあとのこの法律の運用の問題を見逃すことはできない。そこで章を改めて、以下、別産制の成立後に生じた問題について述べてゆくことにしよう。

- (1) *Gottiffe v. Edelston* [1930] 2 K. B. p. 393.
- (2) *Ibid.*, p. 393.
- (3) *Ibid.*, p. 393.

第三章 既婚婦人財産法成立後の諸問題

第一節 夫婦間の不法行為

一連の既婚婦人財産法が成立したのちに生じた問題には、大きく分けて二種類のものがあつた。

第一に、これらの制定法自身の中に、いまだ夫と妻を完全に等しく取り扱っていない規定があつたために生じた問題。第二に、制定法がとつた両性の平等という原則と、現実の婚姻生活の実態の背離の結果、生じた問題である。この二種類の問題が存在するということを念頭に置きながら、まず本節では、夫婦間の不法行為に関する問題を取り上げることにする。

コモン・ロー上、夫婦は不法行為を理由にして相互に訴えることはできないという原則が確立されており、この原則は一八八二年法の第一二条によつて、そのまま維持された。そのさい、例外規定が置かれ、それによれば、「手ぬかりによつたのか、あるいはより弱き性に特別の保護を与えるという要請によつたのか」、⁽¹⁾妻のみが、彼女の財産を守るため、夫に対して民事上、刑事上の救済手段を有するとされた。夫には完全に拒絶されている権利が、このように妻にだけ認められていることは、いかに不合理であるかということ、裁判官、法曹のエキスパートから成る委員会、そしてまたテキストブックは指摘したのであるが、⁽²⁾それにも拘わらず、一九三五年の法律改革法は、この例外規定に手を触れなかつた。

その結果、夫は、その財産が、妻によつて不法に処分されても、妻に対して損害賠償を請求できず、また、別居し

たのぢにも、彼の土地に対する不法侵害を理由にして訴えることができないとされ、要するに、婚姻が継続している間は、夫の財産に関する彼の権利は、妻に対するものとしては、まさに「牙を抜かれた」ものになっているのだとされている。

ここで主張されているように、本当にこの条文は不都合なのか、そして不都合なら、どう書き改められるべきか、ということを考えるために、ここで、この条文に関して生じたいくつかの判例を見ることにしよう。

- (1) Kahn-Freund, op. cit., p. 292.
- (2) たとえに、*Godlife v. Edleston* 事件における *Mc Cardie* 判事、一九三四年における委員会報告書、Lush の教科書など。
Kahn-Freund, op. cit., p. 292.
- (3) Kahn-Freund, op. cit., p. 292.
- (4) Kahn-Freund, op. cit., p. 292.

まず、この第一二条が、特に妻に対して認めた例外にしたがつて、妻が訴を提起し、それが許されたという事案から見よう。その場合に気付くことは、現実起きた争いは、法が予想している典型的な「妻の特有財産の保護と保障のため」の訴訟とは言い難い面も持っていたので、いずれにせよ、むずかしい問題を含んでいたということである。

たとえば、一九〇五年の *Lamer v. Lamer* 事件⁽¹⁾において、妻は、彼女の夫が、彼女の動産を不法占有しているということを理由にして、その返還、あるいはその価額の返還を求めた。原審では、妻が勝訴していたが、本件のような訴訟は、そもそも、一八八二年既婚婦人財産法第一二条の問題ではなく、第一七条の下で、財産の権原⁽²⁾の問題として争われるべきだと夫が主張したので、控訴院では、この点が論じられた。結局、動産が不法占有されている場合

に、その返還を求める訴も、動産が毀損された場合に、その賠償を求める訴と同様、第一二条のもとで成立すると解され、彼女は、本条によって、動産の返還を求めることができる⁽²⁾と判示された。

ここで問題になった事件が、第一二条にもとづく請求なのか、あるいは第一七条にもとづく請求なのかということについて、判決に当たった三人の判事達が大いに考えたということは、きわめて注目すべきことだとも思われる。ただし、本件のような事案について、第一二条と第一七条の二つの条項が適用条文として考えられるということは、少なくとも、第一二条において、このような例を特別に規定する必要性の稀薄さを暗示するからである。

次に、一九二四年の *Shipman v. Shipman* 事件⁽³⁾を見よう。この事件において、妻は、第一二条にもとづいて、自分の特有財産である夫婦の家に、夫が接近することを妨げてほしいと申立てた。そして、この要求を認める仮差止命令 (*interim injunction*) が与えられている。本件では、夫の側に明らかな非行があり、また、夫がこの家に帰ってくるなら、彼女は⁽⁴⁾その家屋を売却せざるをえなくなるであろうと主張されていたことが、仮差止命令の認められる根拠となつたようである。

だが、アトキン判事 *Atkin* は、「わたくしは、家屋の価値が実質的に減少されるであろうということの(ための)証拠は存在しないと考える⁽⁵⁾」と述べて、このような事案を、第一二条のもとで把握することに對していささかの疑問を提出し、なお、次のような、微妙なくだりを付加えた。すなわち、

「彼女は、(一八八二年既婚婦人財産法のもとで)、排他的な占有に對する権利をも含めて、あらゆる財産所有者が持つべきすべての権利と、すべての救済手段を持つこととされた。そこで、問題は、彼女が夫婦の家について、夫に對し、このような権利を有するか否かということである。これは一般的に見ても重要な問題である。一緒に住むということは、夫と妻の義務である。そして、

もしも一方または他方が故意に住まないなら、——それは、婚姻上の非行であり——、そして、もしも妻が、正当な事由もなしに、彼女の夫を夫婦の家から排除しようと求めるならば、彼女は彼女の義務を免れることができるように裁判所がしてくれることを求めていることになる。それゆえ、わたくしは、妻が、彼女の夫を第三者と同じ方法で扱うことができるという原則を主張するのをためらうであろう。」

と。

したがって *Atkin* 判事は、一般的に言えば、妻がその特有財産として夫婦の家を所有しているという、ただ、そのことだけから、第一二条を理由にして、夫が夫婦の家に近づくことを排除することは、できないのだと考えている。だが、本件の場合には、妻がこれ以上夫とこの家に住んでいると、彼女は、その家を売らねばならぬ状態になりそうだからという事情があったので、妻の要求が認められたのであり、このような事情が、「特有財産の保護と保障のため」に当ると解されたのであろう。この事件の解決として、この判決の見解は、もちろん、適切なものだったであろうが、しかし、本件で *アトキン* 判事が述べた傍論（引用部分）は、やはり、記憶にとどめておく必要があるように思われる。なぜなら、家は、特有財産のうちでも、きわめて重要なものだと考えられるが、それについて、この第一二条の例外規定の適用が制限されうるとすれば、この例外規定の機能する財産の範囲が、かなり縮減されるのではないかと考えられるからである。

(1) *Larner v. Larner* [1905] 2 K. B. 539.

(2) たとえば、*Lord Alverstone* は、次のように考えた。第一二条が、妻の財産の保護と保障のために、夫を訴えることのできる若干の不法行為を予想していることは明らかであるが、「問題は、いかなる不法行為が、本条に含まれるかということである」。妻

の動産が損害を受けたことを理由にして、夫に対する訴訟が成立するなら、「夫が、また、動産を不法に占有するとき、なぜ訴訟が成立すべきでないか？」ということが、難しい問題として生ずるであろう。この、あとの場合には、財産の権原に関する問題が含まれているから、妻は、第一七条を根拠にして救済を求めるべきだと主張されているが、第一七条は、第一二条によって妻に与えられた訴の権利を除いているとは解されない。したがって、本件における、妻の訴は成立する」と。Ibid., pp. 540-541.

(3) Shipman v. Shipman [1924] 2 Ch. 140, C. A.

(4) 本件において明らかになった事実によれば、妻は再婚で、二児（一七歳と一三歳）がある。彼女は、先夫の遺産で、新聞取次店、文房具商、菓子屋、煙草屋を経営していた。一九二一年頃に、別の土地に移り、また同じような事業を経営したが、その頃から夫は飲酒にふけり、妻に対して暴行しはじめたという。その結果、彼女はその店を売り、また、別の土地で部屋を借り、更に家を買った。夫は、妻から借りた金で、もとの店に品物を入れたが、事業に失敗し、それらの品物は、売り渡さねばならなかった。夫が再び彼女の家に来れば、妻はその家売ることを、余儀なくされるであろう、と言う。判事達は、特に本件の事情のような場合には、という点を強調しながら、妻の請求を認めた。

(5) [1924] 2 Ch. p. 145.

(6) Ibid., pp. 145-146.

次に、第一二条にもとづいて提起された妻の訴が、認められなかった事件を見よう。

一九〇九年の *Tinkley v. Tinkley* 事件⁽⁷⁾では、妻は夫と別居しており、離婚の訴を提起している。彼女は、家事に関する仕事に従事していたが、夫が、窃盗を理由にして、彼女を拘留にまで至らしめた。結局、告訴は却下されたが、妻はそれが原因で、その職を失ってしまった。彼女は、夫が、悪意で彼女を訴追したことを理由に、夫に対し、不法行為の損害賠償を求める訴を提起したが、裁判所はこれを認めない。なぜなら、この悪意の訴追は、いかなる意味においても、彼女の特有財産の保護と保障のためではない、と解されたからである。

本件は、なるほど、文字通り、「妻の特有財産」の保護と保障のための訴訟ではなかったかも知れない。しかし、

家事に関する仕事についている者にとつて、窃盜の疑いがかけられるということは、致命的な事柄であり、したがつて、彼女がそれによつて就職を失うことは、必然である。こうして就職を失うことは、彼女にとつては、その生活の手段を奪われることであり、その意味では、やはり、財産的な損害を蒙つたといふことだつたのではなかつたであらうか。もしも、第一二条が、このような事件を包含しえず、ただ、「妻の特有財産」のみを保護の対象にしているのだとすれば、この条文の機能する範圍を、自ら制限することになるであらう。その意味で、この判決には何か割り切れないものが残ると言うことができるのではなからうか。

一方、一九三〇年のラルストン対ラルストン事件⁽⁶⁾ *Ralston v. Ralston* では、夫と別居している妻が、夫に対し、彼女に対する文書誹毀⁽⁷⁾を理由に訴を提起した。妻は事業を営んでいたのだが、裁判所は、ここで行なわれた文書誹毀は、彼女の事業とは關係がなく、したがつて、彼女の特有財産の保護と保障のための訴訟とは言いがたい、として、第一二条の適用を拒んだが、この事件の解決としては、妥当であつたのかどうか。

これまで見てきた事件は、すべて、妻からの夫に対する訴訟であつたが、この逆の場合、すなわち、夫からの妻に対する訴訟もなかつたわけではない。ここで、この問題に觸れておくことにしよう。もつとも、夫が、妻の不法行為を理由にして、婚姻中に訴を提起できないことは、制定法上明らかだから、とりわけ複雑な事件ではないが。

まず、古くは一九一六年に、次のような事件があつた。*Webster v. Webster* 事件⁽⁸⁾において、別居中の妻が、夫の名を担保にして、衣類、宝石、その他の個人的な品物、およそ千ポンドほどの価額の物を買ひ、その勘定書が、商人から原告たる夫のもとに送られてきた。そこで、原告は、被告である妻が、なお彼の名を担保にして品物を買おうと意圖していると主張し、彼女が、夫の債權⁽⁹⁾ *(credit)* を担保にする *(pledge)* ことを妨げてほしいと訴える。

判事はこのような妻の行為が、一八八二年法第一二条にいわゆる「不法行為」に当るか否かという問題をし、これを肯定した上、その結果として、夫は妻に対して、訴を提起することはできないとして、夫を敗訴させたが、第一二条が、妻にしか訴権を認めていない以上、夫に、このような意味で、不公平な結果がもたされるのは、止むをえなかつたとは言え、不公正さは否定できない。

この事件があつて以来、夫から妻に対し、不法行為を理由にして訴を提起するという事件は、絶えて久しく起きなかつたのだが、一九五二年に *Baylis v. Blackwell* 事件⁽⁷⁾において、夫が、婚姻前、妻の過失 (negligence) によつて、蒙つた損害の賠償を求めたとき、判事は、夫については、かの第一二条の原則規定——すなわち、夫婦間では、婚姻中、不法行為を理由にして訴を提起することはできないということが、制定法上、明らかにされていることを説いて、夫を敗訴させる⁽⁸⁾。しかし、この原則に対して、妻のみ、例外が規定されているのが、変則的であることを、承認している。だが、この変則は、立法によつて取除かれることができるにすぎない、と述べている⁽⁹⁾。

- (1) *Tinkley v. Tinkley* [1909] 25 T. L. R. 264, C. A. (in *Ralston v. Ralston* [1930] 2 K. B. p. 244).
- (2) *Ralston v. Ralston* [1930] 2 K. B. 238.
- (3) 本件でなされた文書誹毀の内容は、夫が、別居している妻の住いから離れた場所にある自分の住いのそばの墓地に、妻が死亡した旨の碑文を彫つた墓石をたて、それを、妻が、友人と車で通行中、見たというものである。Ibid., p. 239.
- (4) 「墓石の上に彫ることによつて彼女の上に加えられた汚名が、彼女の事業における彼女の信用と人格に影響を及ぼすか？」という疑問に対して *Macnaghten* 判事は、「わたくしの見解では、それはそうではない。」と答えている。Ibid., p. 244.
- (5) *Webster v. Webster* [1916] 1 K. B. 714.
- (6) Ibid., pp. 717-718.
- (7) *Baylis v. Blackwell* [1952] 1 K. B. 154.

(8) この事件で問題になったのは、自動車の衝突事故である。一方の乗客であった Baylis が、相手の車 (statutory lorry) の運転手 Blackwell を、第一被告として、更に、彼を雇っている会社を、第二被告として訴えた。ところが、被告等が、この衝突は、原告の乗っていた車を運転していた婦人 (のちに原告と結婚した) の過失によつたのだと抗弁。そこで、原告は、第三被告として妻を加えた。

(9) *Mc Curdie* 判事は、妻の婚姻前の不法行為につき、夫が、婚姻中、彼女を訴えるかという問題につき、否と答える。その理由は、制定法の中に見出される、と言う。

「一九三五年の立法が、第一条により、妻に関して規定された新しい法は、『夫と妻の間における不法行為に関しては、一八八二年既婚婦人財産法の第一二条にふくする』ということを規定することによつて、一八八二年法の第一二条を明示的に再確認したとき、立法者が、同じ時に、夫に関しては、『前述の場合を除き、夫または妻は、不法行為のため、他方を訴えることはできない』という、あの条項の規定を再確認しなかつたと言ふことは、不可能であるようにわたくしには思われる。』*Ibid.*, p. 163. だが、このような規定が、再確認されたことについては、何らの疑いもないわけではないのであり、判事は、続いて、次のように述べている。

「平等 (ということが確立されている) 今日において、妻が、婚姻前の不法行為と、婚姻中における不法行為と、婚姻中におかすかも知れない不法行為に対して、夫を訴えることができる (べきだ) ということは、変則的なことかも知れない。一方、夫は同じような権利を享有できないのだから。(だが) この変則は、もし、それが変則であるなら、わたくしの考えでは、非常に確固としたものとしてうえつけられているから、それは、立法によつてのみ取除かれるというのが正当である。」*Ibid.*, p. 163.

以上のように見てくると、妻から夫の不法行為を訴える場合には、事件毎に、第一二条の原則と例外とを適度に用いることによつて、ほぼ、弾力的な解決がなされているが、夫の場合には、このことが、行なわれえない、ということに気付くであろう。

とすると、やはり、問題は、この第一二条の例外規定によつて妻に認められているのと同じ権利が、夫にも与えられるべきなのか、それとも、両者にとつて、そもそも、不必要なものではないか、ということなのだが、この問題を考

えるために、最後に、同様な事実について、あい反する結論のとられた二つの事件を考察しておく。

それは一九三〇年の *Gottiffe v. Edleston* 事件と、その判決をくつがえした控訴院判決である一九四八年の *Culis v. Wilcox* 事件である。

事實はほとんど同じなので、前の事件の事実だけを紹介しよう。

未婚の男女がドライブ中、男性の過失で、同乗していた女性が左眼を失明するという事故が起きた。彼女は、この不法行為に対して男性を訴えたが、訴訟の審理が行なわれる前に、この二人は結婚してしまった。二人が結婚したのちにも訴訟が維持されたのは、訴訟が、実は、夫の保険会社に向けられていたからである。

二つの事件に共通する問題点は、夫が、その過失によって、婚姻前に妻に加えた人的侵害を理由にして、妻は、婚姻中、夫を訴えることができるか、ということであった。

前の事件は、訴えることはできないと判示し、あとの事件は、この判決を誤れるものとしてくつがえした。

ここです、*Gottiffe v. Edleston* 事件において、*Mc Cardie* 判事が述べたことから、やや詳しく紹介してゆこう。すでにこれまで繰り返し述べたように、一八八二年法第一二条のもとで、妻は、その特有財産の保護と保障のためであれば、夫を不法行為で訴えることができる。だから、本事実のもとでは、妻が、婚姻前に夫によっておかれた人的侵害行為に対して訴を提起することができるという権利が、この場合、「妻の財産」に入るか、ということが問題になるであろう。ところで、注意しなければならないのは、本法の第二四条が、財産という語は、「無体財産」*thing in action* を含む旨を、わざわざ規定しているという点である。

Mc Cardie 判事も認めるように、この「無体財産」という語は、その最も広い意味においては、純粋な不法行為、

たとえば、過失、暴行に対する訴訟を提起する権利をも含むと解されている。

しかし、本法においては、そのように広い意味で使われているのではないということを、*Mc Cardie* 判事は力説する。少し長くなるが、引用すれば次のごとくである。

「一八八二年既婚婦人財産法の第二四条の最後（の部分）において用いられた語句は、そのように極端に拡張された意味で用いられたのか？ もしそうなら、著しい結果になる。このことは、夫は、婚姻前たると婚姻中たるとを問わず、彼女に対しておかしなかなる不法行為に対しても、彼の妻を訴えることができないのに、妻は、それが過失、文書誹毀、口頭誹毀、暴行であれ婚姻前に彼女に対してなされたすべての不法行為について、夫を訴えることができることを意味するであろう。そのような著しい結果を生ずるから、わたくしは、制定法第二四条により定義されたような「無体動産」という語句は、制限された意味において用いられたにすぎないという見解をとる。それは、疑いもなく、妻に対し、夫によって負われた金銭債務を含むであろう。そして、それは疑いもなく、彼女に対するその他の彼の契約上の義務のうち、通常の範囲（に属するもの）を含むであろう。また、多分、この語句は、例えば、夫が婚姻前に妻の動産を破壊し、または毀損したというような事案をも含むにちがいない。ここでは、動産は、真の意味における彼女の『財産』であろう。そして、それらに対して婚姻前に侵害を加えたために、夫は、多分、婚姻後に彼女によって提起され、あるいは維持される訴訟において、妻に対して責を負うにちがいない。しかし、今、わたくしの前にある訴訟は、そのような性質のものではない。被告が行なったことは、通常の意味において、原告の財産を破壊し、または毀損することではなく、彼女の人的な安全と保障に対する権利 (right of personal safety and security) を侵害したことなのであった。人的な安全と保障に対するこの権利は、言葉の通常の意味における彼女の『財産』ではないとわたくしは考える。」

と。さらに、判事は、

「一八八二年法における『財産』という語、それから同法第二四条における『無体動産』なる語句は、何らかの政策 (policy) が、

とにかくそれから推論される限り、法の一般的な政策に照らして読まれねばならないとわたくしは考える。この法律は、夫には何らの特権をも与えなかった。それは、妻に多くの特権を与えた。しかし、法律をつくった人達は、夫婦間の紛争を奨励しようと欲しはしなかったとわたくしは考える。このような紛争は、明らかに見苦しく、悲惨で、そして辛いものである。」

と述べ、そして、結局、

「一八八二年既婚婦人財産法の意図しているところと言葉とを考慮に入れて、わたくしは、わたくしの前にあるこの訴訟は、妻の特有財産の保護と保障のための訴訟ではないという結論に至る。」

としている。

これに反して、*Cutis v. Wilcox* 事件では、この *Mc Cardie* 判事の判決は、誤れるものとしてとらえられている。この判決を貫くものは、つまるところ、無体動産という語句をそのままに解釈するという、それゆえに穩健な考え方である。*Mc Cardie* 判事の判決文と対比させる意味で引用してみよう。

「一八八二年既婚婦人財産法の」第二条——その言葉は明白である——の効果は、既婚婦人の特有財産には、婚姻のときに彼女に属しているすべての物的および人的財産が、例外なく含められているし、または含められることができるということである。一方、第二四条における定義は、第二条の言葉が示しているように、彼女の人的な財産は、彼女の無体動産を含むということを、疑う余地なく明らかにしている。第一二条のもとで、既婚婦人に与えられている訴追の権利は、訴訟の主要な問題であるところのものに関する限り、彼女のすべての特有財産に及ぼされる。この条項によって課される制限は、彼女により（なされる）訴訟の主題である財産の種類の上に加えられているのではなく、訴訟が提起されている目的の上だけに、加えられている。それは、彼女の特有財産の保護と保障のためでなければならぬ。われわれの判断では、無体動産が、あの法律（一八八二年既婚婦人財産法）においては、ある制限された意味において用いられていると考えるための理由が、（一八八二年既婚婦人財産法の適当な条項の言葉の中には）見出され

ないということになる。」

だがしかし、最後に、次のようなことが、付加えられた。すなわち、「夫に対して、既婚婦人が、純粹に人的な請求、たとえば、文書誹毀、口頭誹毀、暴行に対して訴えること」は、なお、第一二条本文によつて、妨げられるであろうと。

ここで、疑問なのは、本件で問題になつたような人的な侵害行為と、最後に例示された純粹に人的な請求とは、なぜ、区別されるべきなのか、ということである。とにかく、これらを理由にする訴権を無体動産からはずすとすれば、*Cultis v. Wilcox* の立論は、あまり、効果的であつたとは言つてまい、それならば、むしろ、*Gotliffe v. Edleston* 事件における *Mc Cardie* 判事のように、そもそも、一八八二年既婚婦人財産法に規定されている無体動産という言葉を、この法律にふさわしく、制限的に解釈するという考えの方が、自然であつたようにも思われる。

とまれ、これらの事件にあまり深入りすることを避けて、本節で明らかになつた点を、ここで指摘しておこう。

第一二条の例外規定のもとで、妻が提起した訴は、例えば *Larner v. Larner* 事件のように、動産の返還を求めるといふ場合には、ほぼ法が予想した範囲内の訴だと言えるであろうが、その場合にも、第一七条のもとで争う可能性も残っていること、また、*Shipman v. Shipman* 事件のように、特有財産が夫婦の家である場合には、たとえ、妻が、所有者であつても、そのことから、夫が家に近づくことを妨げてほしいと訴えることには、疑問が残ること、また、妻の財産の保護と保障のためとは言い難いとされて、その訴を認められなかつたものの中にも、財産的侵害を受けたと考えられる場合があつたこと、更に、自動車事故等による、人的侵害行為を理由にする訴は、夫からの請求は認められないが、妻の場合にも、認められた場合と、認められない場合があること（そして、われわれが指摘したように、そのよ

うな不法行為は、第一二条の例外規定の予想していないところだ、すなわち、*Gotliffe v. Edelston* 事件の考えの方が、より自然である、と考えれば、夫と妻との間の不公平も、このような事件に関する限り、除かれることになろう」というものであった。

従って、われわれは、ここで、この第一二条の例外規定について、これを、狭く解釈しながら、夫にも同様な権利を与えつつ、かつ、夫婦の家、自動車事故等に関する事件については、夫婦をより共同体的に扱う方向に進む方が、望ましいのではないだろうか、という予想をたてることができようである。このような考え方が、成り立つかどうか、次に、第一二条の原則規定を適用したときの問題を考察しながら、考えを進めてゆこう。

- (1) *Gotliffe v. Edelston*, *supra*.
- (2) *Cultis v. Wilcox* [1948] 2 K. B. 474.
- (3) [1930] pp. 390-391.
- (4) *Ibid.*, pp. 391-392.
- (5) *Ibid.*, p. 392.
- (6) [1948] 2 K. B. pp. 481-482.
- (7) *Ibid.*, p. 482.

第二節 夫婦間の不法行為と第三者との関係

第一二条によれば、妻が、彼女の財産の保護と保障のために訴を提起する場合を除いては、原則として、夫婦は、婚姻中、不法行為のゆえに互いに訴えることはできないとされているので、その結果、第三者が意外な影響を蒙ることがある。この原則は、したがって、主として、第三者が介入することによってあらためて問題とされるに至ったと

言つてもよい。

まず、*Chant v. Read* 事件⁽¹⁾から見よう。この事件においては、夫と第三者との過失による自動車事故で、夫の車に乗っていた妻が死亡した。そこで、妻の遺産管理人としての夫が、第三者に対して妻の生命侵害に対する損害賠償の訴を提起する。これに対して、第三者は、次のように争った。一九三五年法律改革(既婚婦人及び不法行為者)法第六條第一項(c)によれば、不法行為によつて損害を蒙つた者がある場合、その損害に関して責を負う不法行為者は、同じ損害に関して責を負う、あるいは責を負うであろう他の不法行為者から、分担額(Contribution)を回復することができるとされている。本件が、この条項のさだめる意味での不法行為訴訟であり、自分に、彼女の遺産に対して損害賠償を支払う責があるとすれば、同じく、この不法行為の責任者たる夫に対して、共同不法行為者としての責任分担額を請求できるであろう、と。

そこで、この場合、はたして、妻は夫に対し、不法行為を理由にして訴を提起できるのであつたか否かということが、問題となつた。しかし、裁判所の判断によれば、本件における妻の生命侵害という人的な侵害は、妻の財産の保護と保障のための訴の訴訟原因とはなりえず、その限りで、第一二條の妻に関するかの例外規定は適用されず、そこで原則に立ち戻るなら、そもそも、妻は、夫に対して訴を提起できなかったのだから、第三者は、もちろん、夫を共同不法行為者として分担額を請求することはできないとされた。

この結果、第三者は、損害賠償の全額を負担させられる。

ところで、一九五二年の *Drinkwater v. Kimber* 事件⁽²⁾の判決に現われた事実によれば、原告夫妻と被告の車とが衝突して事故が起き、妻が、身体的侵害を受けた。被告は、共同不法行為者として、夫の責任を追求しても、*Chant v.*

Act, 1945 の第一条を持ち出して争った。

論 この条文は、次のようなことをさだめている。すなわち、

「いかなる者も、一部は彼自身の過失の結果、一部は他の者または他の者達の過失の結果として損害を蒙っている場合、その損害に関する請求は、損害を蒙っている者の過失を理由にして敗訴させられるべきではない。しかししてそれに関して回復されうる損害賠償は、損害賠償に対する責任における請求者の分担部分を考慮して、裁判所が妥当で公平であると思料する程度にまで減額されるものとする。」

と。

被告は、抗弁として、もし、妻の人的侵害に対して自分にも責任ありと判決されれば、それは、この第一条の、いわゆる一部は自己の過失によって、一部は原告たる夫によって、損害を蒙った場合に該当するから、この規定により夫にも責を負わせることができると主張した。⁽⁸⁾

だが控訴院は、被告が妻に損害賠償を支払う責を負うと判決されたことをもって、この規定の意味する損害を蒙った場合に当ると解することはできないと言う。被告は、身体にも財産にも、何ら損害を蒙ってはいない。そもそも、この第一条は、訴権を創設したものではない。⁽⁶⁾ だから、この条文にもとづいて、被告のような主張をすることは許されず、彼は、原告たる夫に一部、過失があつても、なお、妻に対する損害賠償について、責を負わなければならない。既に前節で述べたように、自動車事故等における人的な侵害が、妻の財産の保護と保障のための訴の原因となるか否かということについては、問題のあるところなのであるが、これらの事件では、ひとまず、否定的に解されている

点、注意しておかなければなるまい。もし、肯定的に解されるとすれば (Cullis v. Wilcox 事件を参照)、本件では、全く正反對の結論に至る可能性があるからである。

とにかく、夫婦の間では、原則として不法行為を理由にして訴えることはできない、とされているために、共同不法行為事件では、第三者に不利益な結末も生じうるのだということが、ここで明らかになるであろう。

夫婦の間でおかされた不法行為の訴訟が特別に取り扱われていることによって、第三者が影響を受ける事例をもう一つ付加しよう。それは、雇用の問題に関連して生じた。

夫が雇用されている場合には、まず、夫は、夫であるという、そのことによって、妻から不法行為を理由にして訴えられることはないが、だがしかし、被用者たる地位にあるので、彼が被用中に彼の妻に対しておとした不法行為について、彼の雇用人を訴訟にまきこむことができる。この結果、一九五三年の *Broom v. Morgan* 事件は、また新たな問題を提起している。

判決に現われた事実によれば、West End Lane, Hamstead にあるビールと葡萄酒店の所有者が、被告とされている。原告たる婦人とその夫は、三カ月前からこの店に雇われていて、そこに住み込んでいた。夫はマネージャーとしての仕事をし、原告は、夜はこの酒店の仕事をし、昼間は軽食の用意などしていた。ところが、この酒店のドアに不完全な点があつたために、原告は傷害を受け、そこで、原告は、マネージャーたる夫の過失によつて仕事に蒙つた損害の賠償を回復すべく、雇主たる被告に対して訴を提起した。

被告は、次のように争つた。夫は、コモン・ローによれば、妻に対して不法行為をおかすことはできない。したがつて、妻は、夫の過失を理由にして、彼に對し訴を提起することはできない。ところで、雇主の責任は、あくまでも

代位責任 (vicarious liability) であるから、そもそも、夫に対する妻の訴訟が成立しない以上、夫の代位責任者たる雇主に對する妻の訴訟も成立しないはずである」と。

だがしかし、控訴院は、この雇主の主張を認めず、雇主は、この不法行為の損害賠償に對して責任がある、と判示して、妻を勝訴させた。

このような結論に至るための理由づけは、どういうことであつたのか。

まず、Singleton 判事によれば、マネージャーとしての夫が妻に負っている義務は、彼がほかの被用者達に對して負っているものと、変るところはない。だから、本件では、明らかに、夫にはマネージャーとして義務違反があつた。だが、妻は夫に對して訴を提起することはできないとされている。しかし、判事によれば、「このことは、彼が彼女に對する義務の違反について、有罪 (guilty) とされえないということ、同じでない」と考えられる。つまり、訴えられない、ということとは別に、夫は有罪であるとされうる、と考えるわけである。

そもそも、夫婦が、婚姻中、互いに不法行為のゆえに訴を提起することができないとされていたのは、コモン・ロース上、夫婦は一体だとされていたからなのだが、もつとよい、そして現代的な理由は、このような紛争が見苦しく、悲惨で、辛いものだからという点にある。したがつて、妻からの夫への訴訟が成立しないということから、ただちに、妻からの雇主への訴訟も成立しえないということには導かれえない、とする。

「妻が、夫の違法な行為および過失に關して、夫に對する訴権を持たないという事実は、もし、彼がその過失 (ある) 行為を行なつた時、または過失による不作為を行なつた時、彼が彼の業務の範囲内で行為しているのなら、彼女が、夫の雇主に對する訴権を持たないということの意味するものではない。彼等は責を負う。そして、法律上、常識上のいずれにおいても、彼等が、夫婦の (間の)

事件において、彼らが一体であるというフィクションから生じており、そして、夫婦の間の紛争が奨励されるべきではないという要請から生じている免除を、なぜ与えられるべきかということのための理由が存在しない。」

と述べた。

また、Denning 判事は、被用者の過失に対する使用者の責任は、いわゆる代位責任ではなく、仕事が適正に注意ぶかく行なわれるよう見守るといふ、使用者自身の責任のだと考える。そうだとすれば、使用者には使用者自身にもとづく責任があるのだから、もし、被用者が何らかのコモン・ローの実定法規によつて被害者の訴追を免れることとされていても、そのことから、使用者までも訴追から免除されることにはならないとする。このように、使用者の責任は、彼自身の責任であり、被用者がそれから免除されていても、なお存続しうるものだとする点で、Singleton 判事と見解を異にしつつも、結局、使用者に全責任を負わせる点で、結論を同じくする。

もつとも、この場合、使用者の責任を代位責任だと解すればどうなるであろうか。この点についても、Denning 判事は解答を避けているわけではなく、次のように説いている。

「……一八八二年既婚婦人財産法第一二条は、不法行為に対して有罪であったという事実を変えているのではない。彼（に与えられている）免除は単なる手続上の原則であつて、実体法上の原則ではない。それは、訴追（されること）からの免除であつて、義務または責任からの免除ではない。彼の責任が、たとえ法律上強制されえなくとも、彼は妻に対して責任を負っている。そこで、彼が責任を負っているがゆえに、また、彼の雇主も責任を負う。だが、この雇主の責任は、訴訟によつて強制されうる点で、夫のそれと異なる。」

と。

説

論

本件では、夫婦は婚姻中、不法行為のゆえに互いに訴えることはできないという原則が、そのまま適用されれば、雇主は責を免れることができたはずであるのに、不法行為を理由に、訴えることができないとしている意味は、実は、夫の責任を免除していることではない、としたために、第三者たる雇主が、不利益を蒙るといふ結末に至つたものである。この論理を押し進めるなら、前の共同不法行為の二事件との関連において、今一度、考え直さねばならない問題が生ずるのではなからうかと思われるが、ここではこれ以上、立入らない。

ここで、指摘しておかなければならないことは、夫婦を、何らかの意味で共同体的なものとして取り扱おうとする、無関係な者達を相手にする場合と異なつて、第三者が、不利益を蒙る事例が生じてくるが、これは、避けられないことなのか、あるいは、特別な解決方法で、避けることのできることなのか、という問題である。この節では、問題を提起するにとどめるが、このあと、一八八二年既婚婦人財産法の第一七条にまつわる問題を取り扱つたのちに、改めて、考えてみることにしたい。

- (1) *Chant v. Read* [1939], 2 K. B. 346.
- (2) *Ibid.*, pp. 351 et seq.
- (3) *Ibid.*, p. 356. この見解は、前に述べた *Gotliffe v. Edleston* 事件の結論と同じであることに気付かれるであろう。もっとも、本件では、より詳しい理由が付けられている。
- (4) *Drinkwater v. Kimber* [1952] 2 Q. B. 281.
- (5) *Ibid.*, pp. 282 et seq.
- (6) *Ibid.*, p. 288.
- (7) *Broom v. Morgan* [1953] 1 Q. B. 597.
- (8) *Ibid.*, p. 604.

イギリスにおける妻の財産法上の地位 (二)

(9) Ibid., p. 607.
(10) Ibid., pp. 609-610.

MATRIMONIAL PROPERTY LAW OF ENGLAND (II)

Kimiko ASAMI

Asst. of Comparative Law
the University of Hokkaido
Faculty of Law

After the Married Womens's Property Act, 1882, was put into practice, soon arose some questions. The most difficult question arose in connection with the husband's liability for his wife's torts. In common law, the husband was under a liability for torts committed by his wife before or during the marriage. Was he still liable under the Married Women's Property Act, 1882, which seemed to give her the capacity of a single woman? This question arose from a reading of the section 1 (2) of this Act.

After a series of cases, the House of Lords determined with majority that the husband could not be relieved from this old liability. Indeed the attitude of the House of Lords showed the traditional English lawyer's affection to the old common law rule as well as the tendencies of limiting the judicial function in the cases of the application of the statute. But the decision of the House of Lords was realistic, because we can perceive that it realized the fact that the majority of English women had no separate property at that time.

Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act, 1935, however, removed this husband's liability, according to the opinion of the minority of the House of Lords. The minority had asserted that the previously existing legal unity between husband and wife had been dissolved by the Married Women's Property Act, 1882, the unity which was the whole foundation for the old common law rule as to the husband's liability.

When we speak of the legal equality between sexes and of the principle of separation of property in England, usually we mean the legal form and system at this stage.

But, the problems arose again concerning with s.12 and s.17 of the Married Women's Property Act, 1882. The present paper

deals with only s. 12 which allows the wife to sue her husband in tort only for the protection and security of her separate property. Besides, this section provides that the husband and wife should not sue each other. Speaking of the former principle, it does not recognize the legal equality between husband and wife. Should the same right be given to the husband? The latter principle may work to the disadvantage of the third person. This principle stands for the treatment of husband and wife as a unity, and for protecting the unity from its dissolution. If this treatment makes disadvantage to the third person in the cases of tort, what remedy should be given to him? These problems seem to be closely connected with many cases concerning with s. 17 of the Married Women's Property Act, 1882.